

(証券コード 2729)  
2020年6月1日

株 主 各 位

東京都港区港南一丁目2番70号  
**株式会社 JALUX**  
代表取締役社長 篠原昌司

### 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月15日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月16日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号  
ヒルトン東京お台場 1階「オリオン」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第59期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第59期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役7名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.jalux.com>）に掲載させていただきます。

**【新型コロナウイルス対応につきましては次頁を必ずご参照ください】**  
**【本株主総会ご出席の株主様へのお土産は廃止とさせていただきます】**

## 第59回定時株主総会における新型コロナウイルス対応についてのご案内

当社第59回定時株主総会を開催するにあたり、株主の皆さまの健康と安全を第一に考え、新型コロナウイルス「COVID-19」の感染予防及び拡大防止の措置として以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご来場をご予定の株主様へのお願い
  - ・感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。
  - ・ご来場を予定される株主の皆さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
  - ・当日の感染状況や健康状態にご留意いただき、体温37.5度以上の方や基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、妊娠されている可能性のある方、体調が優れない方はご出席をお控えくださるようお願い申し上げます。
  
2. ご来場時における株主様へのご協力をお願い
  - ・ご来場にあたっては、会場の衛生環境の維持、他の株主様への配慮に鑑み、マスク未着用でのご入場はご遠慮いただきます。また、アルコール消毒液の使用にご協力をお願い申し上げます。
  - ・スタッフによる検温をさせていただき発熱があると認められる方はご入場をお断りする場合がございます。
  - ・会場内は間隔を空けて席を配置するため、座席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
  
3. 総会議事運営に関してご了承いただきたいこと
  - ・お土産につきましては、本年より廃止させていただきます。
  - ・当社役員、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
  - ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
  - ・出席役員は限らせていただきます。
  - ・株主総会での資料につきましては、総会終了後に当社ホームページにて開示いたします。

その他、本株主総会に関して感染予防のための措置を講じる場合がございます。詳細は、当社ホームページ (<https://www.jalux.com>)にてお知らせいたします。

株主の皆さまにおかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解をいただきますよう、宜しくようお願い申し上げます。

以 上

# (添付書類) 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続したものの、米中貿易摩擦の長期化懸念など不安定な国際情勢が継続し、当第4四半期については、新型コロナウイルスの世界的な拡大により内外経済に甚大な影響を及ぼしました。

#### (新型コロナウイルス拡大による当社グループ事業への主な影響)

世界各国での航空会社の減便措置や渡航制限により訪日外国人を含む航空・空港利用客数が減少したほか、政府や自治体による外出禁止や自粛要請、各種イベントの中止などにより百貨店や小売店・ホテル・飲食店などの利用客数が減少しました。

当社グループの事業環境を示す一つの指標として、日本政府観光局（JNTO）の発表による2020年3月の訪日外国人数は、前年同月比93.0%減の7.0%でした。

当社グループ事業への主な影響として、2020年3月の空港店舗の売上高は前年同月比38.7%、免税店舗は同25.9%となりました。またその他、百貨店向けの贈答用食品販売や、ホテル・レストラン・飲食店・小売店向けの水産物・農産物・ワインの卸販売、空港店舗向け弁当類・土産菓子類の卸販売など、当社グループの多岐にわたる事業に影響が及びました。

このような環境の下、当社グループの事業概況は、以下のとおりとなりました。

売上高は、航空機エンジン部品販売の一部主要取引先からの受注減少などに加え、当第4四半期に航空・空港利用客数が減少したことにより空港店舗や免税店舗及び免税店舗向け卸販売などが減少しました。これらの結果、前年同期比41,038百万円減の144,688百万円（前年同期比77.9%）となりました。

売上総利益は、売上高が減少した一方で、前期に販売用中古航空機の評価減を行った反動の結果、前年同期比749百万円減の25,840百万円（同97.2%）となりました。

営業利益は、売上総利益が減少した一方で、歩合家賃や商品運送費などの販売費が減少した結果、前年同期比658百万円減の3,969百万円（同85.8%）となりました。

経常利益は、営業利益が減少した一方で、持分法による投資利益が増加した結果、前年同期比356百万円減の4,738百万円（同93.0%）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、上記の持分法による投資利益の増加や税金費用の減少及び非支配株主に帰属する当期純利益の減少により、前年同期比118百万円増の3,081百万円（同104.0%）となりました。

## (2) セグメント別概況

次にセグメント別の概況について、ご報告いたします。

当連結会計年度より、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を、従来の配賦前営業利益から全社費用等（管理部門の費用等）配賦後の経常利益に変更しています。また、前連結会計年度のセグメント情報については、上記変更を踏まえて作成したものを記載しています。また、当連結会計年度より、「航空・空港関連事業」のセグメント名称を「航空・空港事業」に変更しています。なお、当社グループ企業の決算期については、国内連結子会社は3月期、海外連結子会社は12月期です。

### 航空・空港事業

航空・空港事業は、主力事業として、航空機エンジンの製造・整備を行う日本の重工業メーカーに対し、海外部品メーカーから調達したエンジン部品を供給する事業を展開しています。当期は一部主要取引先重工業メーカーからの受注が減少したことにより、減収となりました。また、その他の航空機部品販売などは取扱量が増加しました。JALUX SINGAPORE PTE. LTD.における航空機エンジンリース事業は、引き続き堅調に推移しました。海外空港運営事業は、ミャンマーにおいて当第4四半期に航空会社の減便措置による影響がありましたが、当第3四半期連結累計期間の航空需要の増加に伴い順調に推移した結果、この持分法による投資利益は前期に比べ増加しました。なお、前期に販売用中古航空機の評価減を行ったことにより、当期のセグメント利益は前期を上回りました。

これらの結果、セグメント合計では、売上高48,819百万円（前年同期比57.8%）、営業利益1,449百万円（同259.6%）、経常利益は1,437百万円（同343.0%）となりました。

### ライフサービス事業

不動産事業は、販売・分譲用の国内不動産開発について、地価や建設資材の高騰及び高止まりなどの市場環境に鑑み、案件の厳選に努めました。一方で、仲介や施設管理・工事などは順調に推移しました。また、タイにおけるサービス付アパートメント運営事業「L'axe Sriracha」は前期に比べ稼働率が向上しました。保険事業はJALカード会員向けの保険や法人向けの保険販売が拡大しました。機械・資材事業は、用紙・包材の販売については概ね前期並みで推移しました。特殊車両は、海外メーカー製橋梁点検車両の国内販売が増加しました。米国での道路補修材「AQUA PATCH」の販売は、重点強化州を絞り込んだ販売活動の推進に加え、製造拠点増により輸送コストを削減しました。

これらの結果、セグメント合計では、売上高13,095百万円（前年同期比95.9%）、営業利益1,283百万円（同113.2%）、経常利益は759百万円（同115.9%）となりました。

### リテール事業

空港店舗事業「BLUE SKY」は、前期の期中における賃貸借契約満了による一部の店舗閉鎖に伴い販売が減少したことに加え、当第4四半期の航空・空港利用客数の減少などにより、販売が減少しました。免税店舗事業「JAL DUTYFREE」は、一部店舗の改装や訪

日外国人の消費動向の変化の影響に加え、「BLUE SKY」同様、当第4四半期の航空・空港利用客数の減少などにより、販売が減少しました。免税店舗向け卸販売は、当期に新たな取引先の拡大があったものの、当第4四半期の需要減などにより、減少しました。通信販売事業は、インターネット通販サイト「JALショッピング」による販売が増加しました。贈答用食品販売は、当第4四半期の百貨店利用客数の減少などにより、減少しました。

これらの結果、セグメント合計では、売上高57,625百万円（前年同期比91.1%）、営業利益2,308百万円（同59.0%）、経常利益1,900百万円（同55.3%）となりました。

### フーズ・ビバレッジ事業

水産物は、寿司種用など生食用加工品の卸販売が増加したほか、「トンロー日本市場」（タイ）について、鮮魚の輸出・販売が増加しました。農産物は、スーパーマーケットなどへの卸販売において、パプリカやオランダ産ミニトマト「Vanity」が順調に推移した一方で、オクラや野菜加工品が低調な販売となったほか、当第4四半期における航空輸送費の高騰により費用が増加しました。ワインは、フランス産シャンパーニュ「ビルカール・サルモン」や新たに取扱いを始めたチリ産ワイン「エラスリス」などの卸販売が増加した一方で、当第4四半期は各種イベントの中止や外出自粛の影響などにより、ホテル・レストラン・飲食店の需要が減少しました。また、販売促進や在庫保管などに係る費用が増加しました。加工食品は、当社オリジナル菓子類の卸販売が増加したほか、米国のスイーツセレクトショップ「J.sweets」やJALUX ASIA Ltd.（タイ）向けの日本ブランド菓子類の輸出・販売が増加しました。食料品製造は、当第4四半期の航空・空港利用客数の減少や外出自粛の影響などにより、空港店舗をはじめ交通系リテール向けの弁当類の需要が減少し、低調に推移しました。

これらの結果、セグメント合計では、売上高26,574百万円（前年同期比103.5%）、営業利益846百万円（同92.9%）、経常利益347百万円（同82.7%）となりました。

#### （セグメント別売上高）

事業別区分	第58期 自2018年4月1日 至2019年3月31日	第59期 自2019年4月1日 至2020年3月31日	前連結会計年度比	
	売上高	売上高	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
航空・空港事業	84,444	48,819	△35,625	△42.2
ライフサービス事業	13,654	13,095	△559	△4.1
リテール事業	63,271	57,625	△5,646	△8.9
フーズ・ビバレッジ事業	25,670	26,574	903	3.5

各業績数値は、グループ内セグメント間売上高及び振替高調整前の金額です。

## (セグメント別営業利益)

事業別区分	第 58 期	第 59 期	前連結会計年度比	
	自2018年4月1日 至2019年3月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日	増減額	増減率
	営業利益	営業利益	百万円	%
航空・空港事業	558	1,449	891	159.6
ライフサービス事業	1,133	1,283	149	13.2
リテール事業	3,912	2,308	△1,604	△41.0
フーズ・ビバレッジ事業	911	846	△64	△7.1

各業績数値は、グループ内セグメント間売上高及び振替高、配賦不能営業費用（管理部門の費用等）調整前の金額です。

## (セグメント別経常利益)

事業別区分	第 58 期	第 59 期	前連結会計年度比	
	自2018年4月1日 至2019年3月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日	増減額	増減率
	経常利益	経常利益	百万円	%
航空・空港事業	418	1,437	1,018	243.0
ライフサービス事業	655	759	104	15.9
リテール事業	3,437	1,900	△1,536	△44.7
フーズ・ビバレッジ事業	420	347	△72	△17.3

各業績数値は、グループ内セグメント間売上高及び振替高、配賦不能営業費用（管理部門の費用等）、配賦不能営業外収益及び営業外費用調整前の金額です。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、2,224百万円であります。

主なものとして、リテール事業において空港店舗改装・消費税増税に伴うソフトウェア改修等に970百万円の設備投資、ライフサービス事業において賃貸等不動産の取得に608百万円の投資を実施しました。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金により賄いました。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2017年3月期)	第 57 期 (2018年3月期)	第 58 期 (2019年3月期)	第 59 期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	143,217	153,404	185,726	144,688
経常利益 (百万円)	4,222	5,166	5,094	4,738
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,572	2,693	2,962	3,081
1株当たり当期純利益 (円)	203.48	213.02	234.34	243.69
純資産 (百万円)	21,445	23,634	26,051	28,046
総資産 (百万円)	43,934	49,013	56,887	60,844

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比 率	主要な事業内容
		%	
JALUX AMERICAS, Inc. (在米国)	5,000千米ドル	100.0	貿易業
JALUX ASIA Ltd. (在タイ国)	24,000千バーツ	85.0	貿易業
株式会社JAL-DFS (在日本国)	300,000千円	60.0	免税販売店業
株式会社JALUXエアポート (在日本国)	15,000千円	100.0	物品及び飲食品販売業
JALUX SHANGHAI Co., Ltd. (在中国)	1,000千米ドル	100.0	貿易業
JALUX ASIA SERVICE Ltd. (在タイ国)	2,000千バーツ	100.0 [100.0]	店舗運営の受託
JALUX ASIA RECRUITMENT Ltd. (在タイ国)	2,000千バーツ	100.0 [100.0]	人材紹介業
株式会社JALUX保険サービス (在日本国)	80,000千円	100.0	保険代理店業、 ファイナンシャル・コン サルティング業
株式会社JALUXトラスト (在日本国)	139,000千円	100.0	不動産業、賃貸管理業、 介護サービス業
日本エアポートデリカ株式会社 (在日本国)	100,000千円	51.0	食料品製造業
株式会社JALUXフレッシュフーズ (在日本国)	50,000千円	100.0	農産物輸入販売業
JRE DEVELOPMENT Co., Ltd. (在タイ国)	27,780千バーツ	100.0 [100.0]	不動産業
AERO ASSET Co., Ltd. (在タイ国)	830千バーツ	100.0 [100.0]	不動産業

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
B SKY Co., Ltd. (在タイ国)	830千バーツ	% 100.0 [100.0]	不動産業
EEZ CONTINENTAL Co., Ltd. (在タイ国)	830千バーツ	100.0 [100.0]	不動産業
株式会社JALUX STYLE (在日本国)	20,000千円	100.0	雑貨類企画開発及び輸入販売業、通信販売業
JALUX SINGAPORE PTE. LTD. (在シンガポール国)	5,069千米ドル	100.0	航空機関連アセットマネジメント業
J VALUE CO., LTD. (在タイ国)	44,440千バーツ	62.5 [51.0]	食品販売業
JALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD. (在ラオス国)	13,097百万キップ	66.0 [15.0]	免税販売店業
JALUX CANADA, INC. (在カナダ国)	330千米ドル	100.0 [100.0]	菓子販売店業

- (注) 1. 連結子会社のすべてを重要な子会社として記載しております。
2. JALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD.及びJALUX CANADA, INC.は当連結会計年度において新たに設立しました。
3. Taniyama Siam Co., Ltd.は当連結会計年度に全株式を売却しました。
4. Aqua Patch Road Materials, L.L.C.は当連結会計年度において清算終了しました。
5. グレンフィールド株式会社とグレンチェック株式会社は当連結会計年度においてグレンフィールド株式会社を存続会社として合併し、株式会社JALUX STYLEと社名を変更しています。
6. JALUX TASECO DUTY FREE Co., LTD.は、当連結会計年度において持分の2%を譲渡し、関連会社となりました。
7. 議決権比率の [ ] 内は間接所有割合で内数です。

## (7) 対処すべき課題

当社グループは「幸せづくりのパートナー」という企業理念の下、持続的成長と発展によるグループ企業価値の向上を目指して、現中期経営計画「Next Stage 2020」を推進しております。しかし、年初来のいわゆる「コロナ危機」は、長期化すれば当社経営計画に大きな負のインパクトとなり得る脅威と捉え、コロナ危機後を予測しながら、以下の課題に取り組んでまいります。

### ①収益力の多様化

当社グループの収益力は、第一に、大きな強みを持つ航空・空港ビジネス領域において、インバウンドの急激な増大、そして、航空機・空港需要の拡大というトレンドを大いに享受して、国内空港物販店、国内・海外免税店、航空機部品、エンジンリース、海外空港運営事業などのビジネスで、強化されてきました。

第二に、航空・空港ビジネス領域には直接関連しない領域、すなわち、農産物、水産物、ワイン、お土産菓子類などの輸入販売、輸出販売、国内販売を拡大、また、不動産投資事業、保険サービス事業、大手百貨店との良好な関係を基盤とするビジネスなどで、拡大してきました。

当社グループは、コロナ危機を、収益力の多様化にドライブをかけるべき好機と捉え、「航空・空港ビジネス領域」においては、ポストコロナ危機を見極め、既存の優良ビジネスの復活・再生を行うと同時に、技術イノベーションの積極的な導入とビジネスモデル変革によって、収益性向上と市場シェア拡大の両方を目指します。

「非航空・空港ビジネス領域」においては、当社グループが長年に渡り築き上げてきたリソースを最大限活用し、「既存の優良ビジネスの派生領域を狙った新規ビジネス」、そして、「複数のビジネス領域融合を狙った新規ビジネス」の構築によって収益力を高めることで、将来のウイルス感染パンデミックリスクに対する抵抗力を高めます。

### ②「非航空・空港ビジネス領域」強化戦略

2020年2月28日、「企業価値向上のための新たな成長戦略と推進体制について」を発表しております。

#### (1) 地方創生・第6次産業プロジェクト

「食」を通じて、地域社会の活性化と持続的な地域経済発展を目指す取り組みです。当社が信頼関係を築いてきた日本全国の漁業、農業、酪農において「生産者の顔が見える」、鮮度が高く、安全で高品質な旬の食材を、まずは、羽田空港経由、陸上輸送パートナーと共に、首都圏4,400万人に供給します。また、海外の「和食ブーム」の高まりを捉えて、このビジネスを海外に広げて行きます。

#### (2) 地方創生・冷凍食品プロジェクト

女性活躍推進法や働き方改革による共働き世帯の増大による冷凍食品の需要が拡大しています。更に、コロナ危機による外食から中食への大きなシフトによって、冷凍食品がより一層注目される状況になっています。

進化する冷凍・解凍技術に着眼、当社が長年に渡り培ってきた食品事業ノウハウを活かし、高品質な優良冷凍食品ラインアップ拡充を推進します。また、地方において規格外として扱われている鮮魚や青果を原料とする冷凍食品の地元生産を企画して、「食品ロス問題」への解決にも取り組みます。

### (3)イノベーション推進

デジタルテクノロジーの急速な進化により、当社グループのビジネスを取り巻く環境変化のスピードが加速する中、イノベーション推進を通じて、付加価値創造とイノベーションの視点を強化し、かつ、環境変化にタイムリーに対応・進化して行くという強い意思と確たる姿勢を、当社グループの企業文化に組み込むことによって、既存ビジネスへの技術イノベーション導入による生産性向上、現行ビジネスの派生領域や融合領域での新規ビジネス構築、そして、当社グループならではのDXを活用した破壊的イノベーション領域にも挑戦して行きます。

### ③サステナビリティ推進

当社グループは、持続可能な社会が実現されなければ、企業活動は成立しないことを認識し、上記に述べた企業理念の下、サステナビリティの視点を経営に組み込むことを、更に促進して行きます。SDGsが要請する価値観を経営判断のメルクマールとして当社グループの成長を目指します。また、当社グループの取り組み進捗状況や成果について、定期的に情報開示を行うことで、「ESG投資」などの社会的評価や格付けを高めることができるよう不断の努力を続けます。

### ④事業継続性の確保

当社グループは、大規模な自然災害や事故災害をはじめとする事業活動に多大な影響を及ぼす懸念のある事象に対応するため、既存体制のシステム整備を継続し、定期的にその有効性を評価することで、事業継続性を確実にする仕組みを引き続き強化して行きます。

また、今回の「コロナ危機」を踏まえ、テレワーク、フリーアドレス、時短勤務などの働き方改革を加速します。

(8) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

〔航空・空港事業〕

- ・ 航空機及び航空機部品の販売
- ・ 航空機用エンジンのリース
- ・ 空港関連設備資材・車両の販売
- ・ 航空機客室用品の企画・販売

〔ライフサービス事業〕

- ・ 損害保険代理店、生命保険代理店、保険代理店BPO事業\*
- ・ 不動産の販売・分譲・仲介・賃貸
- ・ 建物等の施設管理、清掃、保守
- ・ 介護サービス
- ・ 環境関連設備資材、特殊車両、生活資材、印刷・用紙資材の販売

〔リテール事業〕

- ・ カタログ及びインターネットによる通信販売
- ・ 機内販売品の企画・販売及び業務受託
- ・ 服飾・雑貨、贈答用食品等の企画・販売
- ・ 空港店舗、空港免税店舗の運営

〔フーズ・ビバレッジ事業〕

- ・ 加工食品、酒類の企画・販売及び食料品製造
- ・ 水産物、農産物及び畜産物等の企画・販売

\* 保険代理店BPO（Business Process Outsourcing）事業：個人向け保険業務の一環である顧客サービス業務（契約手続きやコールセンター業務など）の一部を受託する事業

## (9) 主要拠点等 (2020年3月31日現在)

本社	東京都港区港南1-2-70
西日本支社	大阪府大阪市
株式会社JAL-DFS (子会社)	千葉県成田市
株式会社JALUXエアポート (子会社)	本店：東京都港区
	北海道エリア支店：北海道千歳市
	東日本エリア支店：東京都大田区
	西日本エリア支店：大阪府泉南郡
九州沖縄エリア支店：福岡県福岡市	
株式会社JALUXフレッシュフーズ (子会社)	東京都品川区
株式会社JALUXトラスト (子会社)	東京都大田区
株式会社JALUX保険サービス (子会社)	東京都品川区
日本エアポートデリカ株式会社 (子会社)	東京都大田区
株式会社JALUX STYLE (子会社)	東京都大田区
JALUX AMERICAS, Inc. (子会社)	米 国 ロスアンゼルス
JALUX CANADA, INC. (子会社)	カナダ国 バンクーバー
JALUX SHANGHAI Co., Ltd. (子会社)	中 国 上海
JALUX ASIA Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
JALUX ASIA SERVICE Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
JALUX ASIA RECRUITMENT Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
JRE DEVELOPMENT Co., Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
J VALUE CO., LTD. (子会社)	タイ国 バンコク
AERO ASSET Co., Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
B SKY Co., Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
EEZ CONTINENTAL Co., Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
JALUX SINGAPORE PTE. LTD. (子会社)	シンガポール国 シンガポール
JALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD. (子会社)	ラオス国 ビエンチャン

- (注) 1. JALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD.及びJALUX CANADA, INC.は当連結会計年度において新たに設立しました。
2. Taniyama Siam Co., Ltd.は当連結会計年度に全株式を売却しました。
3. Aqua Patch Road Materials, L.L.C.は当連結会計年度において清算終了しました。
4. グレンフィールド株式会社とグレンチェック株式会社は当連結会計年度においてグレンフィールド株式会社を存続会社として合併し、株式会社JALUX STYLEと社名を変更しています。
5. JALUX TASECO DUTY FREE Co., LTD.は、当連結会計年度において持分の2%を譲渡し、関連会社となりました。

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)	
航空・空港事業	85	[10]
ライフサービス事業	208	[95]
リテール事業	610	[562]
フーズ・ビバレッジ事業	157	[437]
全社 (共通)	118	[1]
合計	1,178	[1,105]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員 (当社グループから外部への出向者は除き、外部からの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員) は [ ] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,077百万円
株式会社みずほ銀行	1,759
三井住友信託銀行株式会社	530
株式会社三菱UFJ銀行	450

- (注) 1. 上記の額には当社連結子会社の借入金を含みます。
2. 当社は株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約 (上限5,300百万円) を締結しています。なお、コミットメントライン契約による借入金残高はありません。

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 12,775,000株 |
| (3) 株主数        | 15,564名     |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

株主名	持株数	持株比率
双日株式会社	2,810千株	22.21%
日本航空株式会社	2,727	21.55
日本空港ビルデング株式会社	1,022	8.07
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	546	4.32
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	465	3.67
東京海上日動火災保険株式会社	455	3.60
空港施設株式会社	168	1.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	145	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	112	0.89
前田道路株式会社	104	0.82

- (注) 1. 当社は、自己株式123,707株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率はこれを控除して計算しております。
2. 2019年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2019年7月1日現在でカバウター・マネージメント・エルエルシー(Kabouter Management, LLC)が641千株（保有割合 5.02%）を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における同社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社執行役員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	篠原 昌司	
代表取締役 副社長執行役員	丸川 潔	社長補佐
取締役 常務執行役員	山口 修	社長特命（海外事業戦略・空港リテール事業戦略）
取締役	小川 洋一	日本空港ビルデング株式会社 顧問 Air BIC株式会社 代表取締役社長 株式会社日本空港ロジテム 社外取締役
取締役	太田 茂	日本大学危機管理学部 教授 りんかい日産建設株式会社 社外取締役
取締役	横山 直樹	双日株式会社 執行役員 双日インフィニティ株式会社 社外取締役 双日食料株式会社 社外取締役 SAIGON PAPER CORPORATION Chairman Of The Board Of Management
取締役	斎藤 祐二	日本航空株式会社 執行役員 株式会社JALエービーシー 社外取締役
監査役	葛野 大介	常勤監査役
監査役	木下 宏	
監査役	後藤 浩之	東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員 三菱鉱石輸送株式会社 社外取締役 東京国際空港ターミナル株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役小川 洋一氏、太田 茂氏、横山 直樹氏及び斎藤 祐二氏の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役木下 宏氏及び後藤 浩之氏の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役太田 茂氏、監査役木下 宏氏及び後藤 浩之氏の3氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（63頁をご参照下さい。）を満たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 後藤 浩之氏は、東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員であり、当社は同社との間で損害保険代理店として取引関係がありますが、同社との取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
4. 取締役込山 雅弘氏、来栖 茂実氏、豊島 滝三氏の3氏は、2019年6月14日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。また、監査役寺林 努氏は、同株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

5. 取締役太田 茂氏は、2020年3月31日をもって日本大学危機管理学部 教授を退任いたしました。
6. 取締役横山 直樹氏は、2020年3月31日をもって双日インフィニティ株式会社 社外取締役、双日食料株式会社 社外取締役を退任いたしました。
7. 取締役斎藤 祐二氏は、2019年6月29日をもって株式会社JALエービーシー 社外取締役に就任いたしました。
8. 監査役後藤 浩之氏は、2019年6月26日をもって東京国際空港ターミナル株式会社 社外監査役に就任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	8名	41百万円	(うち社外取締役3名 19百万円)
監 査 役	4名	22百万円	(うち社外監査役3名 7百万円)
合 計	12名	64百万円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬が含まれておりません。なお、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬として5名に対し61百万円を支給しております。
2. 2017年6月16日開催の第56回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額220百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内、執行役員兼務取締役の執行役員分を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、2004年6月23日開催の第43回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役は4名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。
4. 上記の取締役の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額3百万円(取締役3名)が含まれております。

### (3) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員との間で、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当社と重要な兼職先との関係

【社外取締役】

氏名	当社と重要な兼職先との関係
小川 洋一	<ul style="list-style-type: none"><li>・当社は、日本空港ビルデング株式会社との間に資本業務提携契約ならびに空港店舗に係る賃貸借契約及び物品販売等の取引関係があります。</li><li>・当社は、Air BIC株式会社との取引はありません。</li><li>・当社は、株式会社日本空港ロジテムとの間に物品販売等の取引関係があります。</li></ul>
太田 茂	<ul style="list-style-type: none"><li>・当社は、日本大学との取引はありません。</li><li>・当社は、りんかい日産建設株式会社との取引はありません。</li></ul>
横山 直樹	<ul style="list-style-type: none"><li>・当社は、双日株式会社との間に物品販売等の取引関係があります。</li><li>・当社は、双日インフィニティ株式会社との取引はありません。</li><li>・当社は、双日食料株式会社との間に物品販売等の取引関係があります。</li><li>・当社は、SAIGON PAPER CORPORATIONとの取引はありません。</li></ul>
斎藤 祐二	<ul style="list-style-type: none"><li>・当社は、日本航空株式会社との間に物品販売その他業務受託等の取引関係があります。</li><li>・当社は、株式会社JALエービーシーとの間に物品販売等の取引関係があります。</li></ul>

【社外監査役】

氏名	当社と重要な兼職先との関係
木下 宏	<ul style="list-style-type: none"><li>・重要な兼職先はありません。</li></ul>
後藤 浩之	<ul style="list-style-type: none"><li>・当社は、東京海上日動火災保険株式会社の損害保険代理店であります。</li><li>・当社は、三菱鉱石輸送株式会社との取引はありません。</li><li>・当社は、東京国際空港ターミナル株式会社との取引はありません。</li></ul>

## ② 当事業年度における主な活動状況

## 【取締役会】

当事業年度におきましては、第58回定時株主総会の開催前までに2回、開催後に10回の取締役会を開催しました。

小川 洋一氏は12回中11回、太田 茂氏は12回中12回、横山 直樹氏は12回中12回、斎藤 祐二氏は10回中10回、木下 宏氏は12回中12回、後藤 浩之氏は10回中10回出席しました。各社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、それぞれが客観的な視点から活発に発言を行っております。また各社外監査役は、取締役の業務執行の適正性を確保するため、助言・提言を行っております。

## 【監査役会】

当事業年度におきましては、第58回定時株主総会の開催前までに2回、開催後に6回の監査役会を開催しました。

木下 宏氏は8回中8回、後藤 浩之氏は6回中6回出席しました。各社外監査役は、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当事業年度に係る報酬等の額は、金融商品取引法上の監査に対する報酬等を含んでおります。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識基準適用支援業務」等を委託し、その対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JALUX AMERICAS, Inc.、JALUX SHANGHAI Co., Ltd.、JALUX ASIA Ltd.、JALUX ASIA SERVICE Ltd.、JALUX ASIA RECRUITMENT Ltd.、JRE DEVELOPMENT Co., Ltd.、AERO ASSET Co., Ltd.、B SKY Co., Ltd.、EEZ CONTINENTAL Co., Ltd.、JALUX SINGAPORE PTE. LTD.、及びJ VALUE CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会での決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制に関する事項
  - ・取締役は、法令に定められた取締役の忠実義務及び監督義務に則って職務執行を行います。
  - ・取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画を決定し、定期的に状況報告を受けます。
  - ・社外取締役を継続的に選任し、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
  - ・社長の諮問機関である「コンプライアンス委員会」を核として、グループ全体のコンプライアンスの推進・啓発に努めます。
  - ・「JALUXグループ行動指針」を策定し、グループ全体のコンプライアンス意識の徹底を図るための体制を整えます。
  - ・「社内相談・報告制度」を活用して、当社グループ役社員全体で公正で誠実な組織運営を推進しています。
  - ・内部監査部門が、内部統制システムが有効に機能しているかの確認を行います。
- (2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理に関する事項
  - ・重要な会議の意思決定にかかる文書及び重要な決裁にかかる文書は、文書取扱規程に基づき保存・管理します。
  - ・情報が記録されている媒体を問わず、管理責任者が内容の重要度に応じ情報を分類して利用者に取り扱いを指示し、情報のセキュリティの向上・維持及び情報の共有体制を整えます。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
  - ・当社のリスクを管理するために「リスク管理基本規程」を制定するとともに、リスクが具体化し対応すべき危機が生じた場合に備え「危機管理規程」を設け、当社に生じる損失の最小化に向けた体制を講じます。
  - ・当社のリスクを管理するにあたっては、リスクの特定、評価、及び対応策の構築など、適正な管理体制を設けることにより、損失の危険の管理体制を維持します。
  - ・当社に損失の危機が生じた場合に備え、BCP（事業継続計画）、防災対策、食品事故発生時の対応など、当社としての危機管理対応計画を講じ、必要に応じ見直しの上、適切な管理を行います。
  - ・投融資活動については、専門的見地からのリスク分析と収益性を検討する「投融資審査会」により、案件ごとにリスク・リターンを分析・把握の上、所要の手続きをもって意思決定を行い、そのリスクを管理します。

- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制に関する事項
- ・取締役の職務を取締役会規程で明確にし、職務権限規程、業務分掌規程に基づき職務を適正に執行します。
  - ・組織、業務の簡素化に関する各種施策、及びITの適切な利用等を通じて業務の効率化を行います。
  - ・経営目標を効率的に達成できるよう、全社最適の組織編成を行うとともに、組織の指揮命令系統を明らかにし、目標の達成に必要な範囲で、各部の長及び管理職に権限を付し、適時報告を行う仕組みを講じます。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制に関する事項
- ・子会社を管理する組織を定め、月次ごとに各子会社の業績や効率性を定量的に把握するとともに、コンプライアンスや事業効率、リスク管理などの定性的な課題を把握・対応するための連携体制を構築します。
  - ・子会社の経営は、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告及び重要案件の事前協議を行います。
  - ・当社の内部監査部門が、子会社に対する監査を実施します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役を補助すべき使用人については、監査役スタッフを置きます。
  - ・監査役スタッフは監査役の業務指示・命令を受け、その人事については、取締役と監査役が協議し、合意の下に行います。
  - ・監査役スタッフが他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先して従事します。
- (7) 当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人等が、当社監査役会または当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ・監査役は、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、すべての稟議書の報告先に規定され、会社経営及び事業運営上の重要事項ならびに業務執行状況の報告を受けます。
  - ・当社の内部監査部門が実施した監査結果は、監査役にも供覧します。
  - ・「社内相談・報告制度」において、法令・定款違反その他の重要案件はすべて監査役に報告するとともに、相談者・報告者が相談・報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を整備します。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項
- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求があったときは、「監査役監査規程」に従い、速やかに処理を行います。
- (9) その他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項
- ・ 監査役会の要請あるいは必要に応じて会計監査人、取締役、使用人等から随時報告を行います。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社は、当事業年度において、取締役会を12回開催し、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が担当する業務執行状況の報告を行い、相互に監督を行いました。

また、社長の諮問機関である経営戦略会議を39回開催し、上記取締役会に付議すべき事項及び経営政策、戦略ならびに経営管理事項、その他経営に関する一切の重要な事項の報告及び審議、ならびに討議をし、会社経営の円滑かつ迅速な遂行を図りました。

### (2) コンプライアンスに関する取り組みの状況

コンプライアンス違反の未然防止及び事象発生時の対応について、その方針ならびに施策・対策に関する事項を審議ならびに討議し、社長執行役員による決裁に基づき、コンプライアンス経営の推進を目的としたコンプライアンス委員会を設置しており、4月、8月、11月、2月にそれぞれ開催しました。

当社は、取締役及び使用人が法令及び企業倫理を遵守した行動をとるための基準として「JALUXグループ行動指針」を定めており、当事業年度においても、当社及び子会社において社内セミナー及びコンプライアンスへの理解を深めるための取り組みを継続的に行いました。また、「社内相談・報告制度」に基づき外部及び内部に窓口を設置し、社内報や社内セミナー等を通じて、制度及び窓口の周知を図るとともに、当事業年度において寄せられた相談・報告を監査役に報告しています。

(3) 情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

当社は、文書取扱規程及び文書保存規則に基づき、株主総会議事録及び取締役会議事録を法定備置期限である10年を超えた永年保管としているほか、その他の重要な会議の意思決定にかかる文書、議事録及び重要な決裁にかかる稟議書等の保存及び管理を行っているところ、当事業年度においても周知・運用しています。

(4) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

当社は、職務権限規程及び諸規程に基づき、個別事案毎のリスクの評価と対応策を講じるとともに、投融資案件については、当事業年度において投融資審査会を17回開催（26議案）し、リスク分析と収益性等の検討を行ったうえで意思決定を行いました。

また、大規模災害、食品事故等重大事故発生時に損失の低減と適切な対応を図ることを目的に、事業継続計画書及び危機管理、防災対策、食品事故防止、危機管理広報の各マニュアルを作成しており、当事業年度においても周知・運用をしています。

(5) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

当社は、JALUX経営方針に基づいてグループ企業価値の向上を図るため、各子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い、子会社の業績及び活動状況の報告を受け、取締役会及び経営戦略会議に報告を行うとともに、事前協議事項について審議を行っており、当事業年度においては、内部監査部門が子会社4社の内部監査を実施しています。

(6) 監査役の監査の実効性を確保するための取り組みの状況

常勤監査役は、当事業年度において、取締役会、経営戦略会議、投融資審査会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。また、代表取締役との意見交換を随時行うとともに、会計監査人、監査役、内部監査部門による三様監査会議を4回開催し、情報の共有と連携を行いました。

また、上記に加え、常勤監査役は内部監査部門から定期的に内部監査報告を受けるほか、子会社の往査を通じて適宜情報の提供を受けています。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な事項と認識したうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勧奨し、安定的に配当を実施することを基本方針としております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額、持株数、持株比率及び議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	48,765,467	流 動 負 債	31,704,308
現金及び預金	6,175,441	支払手形及び買掛金	10,668,290
受取手形及び売掛金	22,106,818	短期借入金	7,796,865
たな卸資産	15,921,436	コマーシャル・ペーパー	5,999,788
未収入金	2,733,013	未払法人税等	167,263
その他の流動資産	1,832,571	未払費用	4,670,758
貸倒引当金	△3,813	その他の流動負債	2,401,342
固 定 資 産	12,079,273	固 定 負 債	1,093,822
有形固定資産	5,266,836	長期借入金	502,806
建物及び構築物	2,098,428	退職給付に係る負債	28,724
機械装置及び運搬具	1,372,708	繰延税金負債	7,767
土地	861,962	その他の固定負債	554,523
建設仮勘定	53,703	負債合計	32,798,130
その他の有形固定資産	880,033	(純資産の部)	
無形固定資産	673,808	株 主 資 本	26,829,013
ソフトウェア	643,650	資 本 金	2,558,550
その他の無形固定資産	30,158	資 本 剰 余 金	688,723
投資その他の資産	6,138,628	利 益 剰 余 金	23,717,113
投資有価証券	3,152,371	自 己 株 式	△135,373
長期貸付金	19,155	その他の包括利益累計額	△491,119
長期差入保証金	2,334,474	その他有価証券評価差額金	780
繰延税金資産	471,658	繰延ヘッジ損益	△10,630
退職給付に係る資産	1,730	為替換算調整勘定	△369,650
その他の投資	170,395	退職給付に係る調整累計額	△111,618
貸倒引当金	△11,157	非支配株主持分	1,708,717
資 産 合 計	60,844,741	純 資 産 合 計	28,046,611
		負 債 純 資 産 合 計	60,844,741

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	144,688,049
売上原価	118,847,293
売上総利益	25,840,755
販売費及び一般管理費	21,870,919
営業利益	3,969,836
営業外収益	
受取利息	3,085
受取配当金	27,007
為替差益	64,000
持分の他の営業外収益	687,274
その他の営業外収益	101,708
営業外費用	
支払利息	98,223
支払手数料	12,559
その他の営業外費用	4,120
経常利益	114,903
特別利益	4,738,009
固定資産売却益	807
子会社株式売却益	9,630
投資有価証券売却益	3,360
その他の特別利益	1,553
特別損失	15,351
固定資産処分損失	27,100
固定資産減損損失	80,822
子会社株式売却損失	41,822
関連会社株式売却損失	48,601
税金等調整前当期純利益	198,346
法人税、住民税及び事業税	4,555,014
法人税等調整額	983,705
当期純利益	150,836
非支配株主に帰属する当期純利益	3,420,471
親会社株主に帰属する当期純利益	339,386
	3,081,085

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,558,550	688,723	21,458,367	△135,155	24,570,484
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△822,339		△822,339
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,081,085		3,081,085
自 己 株 式 の 取 得				△217	△217
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,258,745	△217	2,258,528
当 期 末 残 高	2,558,550	688,723	23,717,113	△135,373	26,829,013

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	19,295	△17,932	△392,253	△50,884	△441,774	1,922,592	26,051,302
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△822,339
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,081,085
自 己 株 式 の 取 得							△217
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△18,515	7,301	22,603	△60,734	△49,344	△213,875	△263,220
連結会計年度中の変動額合計	△18,515	7,301	22,603	△60,734	△49,344	△213,875	1,995,308
当 期 末 残 高	780	△10,630	△369,650	△111,618	△491,119	1,708,717	28,046,611

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

20社  
JALUX AMERICAS, Inc.  
JALUX ASIA Ltd.  
(株)JAL-DFS  
(株)JALUXエアポート  
JALUX SHANGHAI Co., Ltd.  
JALUX ASIA SERVICE Ltd.  
JALUX ASIA RECRUITMENT Ltd.  
(株)JALUX保険サービス  
(株)JALUXトラスト  
日本エアポートデリカ(株)  
(株)JALUXフレッシュフーズ  
JRE DEVELOPMENT Co., Ltd.  
AERO ASSET Co., Ltd.  
B SKY Co., Ltd.  
EEZ CONTINENTAL Co., Ltd.  
(株)JALUX STYLE  
JALUX SINGAPORE PTE. LTD.  
J VALUE CO., LTD.  
JALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD.  
JALUX CANADA, INC.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称

(株)SKYLUX73NJ  
JALUX V LOTUS Co., Ltd.  
他43社

- ・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

## (2) 持分法の適用に関する事項

## ① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数

6社

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社の名称

東京航空クリーニング(株)

三栄メンテナンス(株)

LAO JAPAN AIRPORT TERMINAL SERVICES Co., Ltd.

MC-Jalux Airport Services Co., Ltd.

JALUX TASECO DUTY FREE Co., LTD.

J.SWEETS STORE PARTNERSHIP

## ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称

(株)オーエフシー

(株)SKYLUX73NJ

JALUX V LOTUS Co., Ltd.

他43社

- ・持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

## ③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

## (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

## ① 連結の範囲の変更

JALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD.及びJALUX CANADA, INC.は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めています。また、前連結会計年度において連結子会社であったJALUX TASECO DUTY FREE Co., LTD.は、当連結会計年度において持分の2%を譲渡したため、連結の範囲から除外し、持分法の適用の範囲に含めています。なお、前連結会計年度において連結子会社であったTaniyama Siam Co., Ltd.は、当連結会計年度において全株式の売却を行い、前連結会計年度において連結子会社であったAqua Patch Road Materials, L.L.C.は、当連結会計年度において清算が終了したため、連結の範囲から除外しています。

## ② 持分法の適用の範囲の変更

J.SWEETS STORE PARTNERSHIPは、当連結会計年度において新たに設立したため、持分法の適用の範囲に含めています。また、前連結会計年度において持分法適用会社であった(株)ロジ・レックスは、当連結会計年度において全株式の売却を行ったため、持分法の適用の範囲から除外しています。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち JALUX AMERICAS, Inc.、JALUX ASIA Ltd.、JALUX SHANGHAI Co., Ltd.、JALUX ASIA SERVICE Ltd.、JALUX ASIA RECRUITMENT Ltd.、JRE DEVELOPMENT Co., Ltd.、AERO ASSET Co., Ltd.、B SKY Co., Ltd.、EEZ CONTINENTAL Co., Ltd.、JALUX SINGAPORE PTE. LTD.、J VALUE CO., LTD.、JALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD.、JALUX CANADA, INC.の13社の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたりましては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）によっています。
- ・時価のないもの 主として総平均法による原価法によっています。

ロ. デリバティブ

時価法によっています。

ハ. たな卸資産

- ・商品 当社は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、また、連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。
- ・販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。なお、賃貸中のものについては、有形固定資産に準じて減価償却を行っています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定額法（建物及び構築物）及び定率法（その他の有形固定資産）を採用しています。また、海外連結子会社については、主として定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 4～10年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、定額法により翌連結会計年度から5年間で費用処理しています。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 主として、繰延ヘッジ処理によっています。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たすものは、振当処理を行っています。さらに、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針 外貨建金銭債権債務については、将来の為替変動による入金額及び支払額に及ぼす影響を回避する目的で為替予約取引を行うことにしています。また、将来の金利変動による借入金の利息の支払額に及ぼす影響を回避する目的で金利スワップ取引を行うことにしています。
- ハ. ヘッジの有効性評価の方法 為替予約取引は、基本方針及び定められた権限に基づく承認後、統括部門である財務部において取引の締結を行っています。全てのデリバティブ取引について、「事前テスト」及び「事後テスト」の状況を適時担当役員、各関係部門に報告しています。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。
2. 未適用の会計基準等に関する注記
- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
  - ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- (1) 概要
- 国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。
- 企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。
- (2) 適用予定日
- 2022年3月期の期首から適用します。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
- 「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,212,528千円

(2) 保証債務

銀行取引に対する保証債務

MC-Jalux Airport Services Co., Ltd. 111,530千円

計 111,530千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 6,000,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 6,000,000千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	固定資産減損損失
空港店舗（北海道帯広市）	空港店舗	工具、器具及び備品、その他	21,156
空港店舗（北海道釧路市）	空港店舗	工具、器具及び備品、その他	19,305
空港店舗（北海道函館市）	空港店舗	建物、その他	14,319
空港店舗（愛媛県松山市）	空港店舗	建物、その他	13,446
空港店舗（長崎県大村市）	空港店舗	建物、その他	8,754
売店店舗（東京都千代田区）	土産菓子売店	工具、器具及び備品、その他	3,838

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。

各事業資産については、事業計画において将来キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれたことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

その内訳は、空港店舗（北海道帯広市）21,156千円（内、工具、器具及び備品12,914千円）、空港店舗（北海道釧路市）19,305千円（内、工具、器具及び備品14,073千円）、空港店舗（北海道函館市）14,319千円（内、建物9,976千円）、空港店舗（愛媛県松山市）13,446千円（内、建物9,238千円）、空港店舗（長崎県大村市）8,754千円（内、建物6,947千円）、売店店舗（東京都千代田区）3,838千円（内、工具、器具及び備品2,257千円）です。

資産グループごとの回収可能価額は、使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しています。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数 普通株式 12,775千株

## (2) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額

イ. 2019年6月14日開催の第58回定時株主総会において次のとおり決議しています。

- ・配当金の総額 822,339千円
- ・1株当たり配当額 65円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月17日

## ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

イ. 2020年6月16日開催の第59回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 632,564千円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月17日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等に限定して資金を運用し、銀行等金融機関からの借入やコマーシャル・ペーパーの発行により資金を調達しています。

受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されています。

長期差入保証金は、主に空港の賃貸借契約に伴うもので、取引先企業等の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用は、1年以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されていますが、為替予約を利用してヘッジしています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
① 現金及び預金	6,175,441	6,175,441	—
② 受取手形及び売掛金	22,106,818	22,106,818	—
③ 未収入金	2,733,013	2,733,013	—
④ 投資有価証券	262,364	262,364	—
⑤ 支払手形及び買掛金	(10,668,290)	(10,668,290)	—
⑥ 短期借入金 (* 2)	(7,367,908)	(7,367,908)	—
⑦ コマーシャル・ペーパー	(5,999,788)	(5,999,788)	—
⑧ 未払費用	(4,670,758)	(4,670,758)	—
⑨ 長期借入金 (* 2)	(931,763)	(936,108)	(4,345)
⑩ デリバティブ取引	(13,097)	(13,097)	—

(\* 1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しています。

(\* 2) 1年以内に返済予定の長期借入金は⑨長期借入金に含めています。

(注1) 金融商品の時価算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、並びに③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託及び債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

⑤支払手形及び買掛金、⑥短期借入金、⑦コマーシャル・ペーパー、並びに⑧未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑨長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

⑩デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっています。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金、並びに支払手形及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該受取手形及び売掛金、並びに支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しています。(上記②⑤参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	2,890,007
長期差入保証金	2,334,474

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めていません。また、長期差入保証金については、事務所及び店舗等の賃貸保証金であり、返済期間を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めていません。

#### 7. 賃貸等不動産に関する注記

##### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、タイ国その他の地域において、賃貸用の住宅（土地を含む。）を有しています。

##### (2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
1,587,728	1,606,988

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や、適切に時価を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、直近の評価時点の評価額によっています。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,083円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 243円69銭   |

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 10. その他の注記

該当事項はありません。

#### 11. 記載金額は千円単位未満を切り捨てて、表示しています。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	41,183,468	流 動 負 債	30,293,792
現金及び預金	2,729,685	支 払 手 形	2,150
受 取 手 形	269,126	買 掛 金	12,253,508
売 掛 金	21,321,749	短 期 借 入 金	6,250,522
商 品 及 び 製 品	12,345,816	コマーシャル・ペーパー	5,999,788
販 売 用 不 動 産	268,468	未 払 金	59,391
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,296	未 払 法 人 税 等	36,876
前 渡 金	1,250,109	未 払 費 用	3,737,734
前 払 費 用	158,233	前 受 金	678,465
短 期 貸 付 金	298,052	預 り 金	1,255,906
未 収 入 金	2,154,808	役 員 賞 与 引 当 金	6,350
その他の流動資産	436,527	その他の流動負債	13,097
貸 倒 引 当 金	△59,408	固 定 負 債	460,495
固 定 資 産	8,298,890	長 期 借 入 金	40,000
有 形 固 定 資 産	1,767,634	資 産 除 去 債 務	77,168
建 物	856,019	長 期 預 り 敷 金	313,327
工 具、器 具 及 び 備 品	354,649	そ の 他 の 固 定 負 債	30,000
土 地	548,929	負 債 合 計	30,754,287
建 設 仮 勘 定	8,035	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	491,566	株 主 資 本	18,736,220
ソ フ ト ウ ェ ア	467,223	資 本 金	2,558,550
その他の無形固定資産	24,343	資 本 剰 余 金	711,250
投 資 そ の 他 の 資 産	6,039,689	資 本 準 備 金	711,250
投 資 有 価 証 券	664,482	利 益 剰 余 金	15,596,524
関 係 会 社 株 式	2,985,345	利 益 準 備 金	233,200
関 係 会 社 出 資 金	218,916	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,363,324
長 期 貸 付 金	18,936	別 途 積 立 金	5,820,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	75,472	繰 越 利 益 剰 余 金	9,543,324
長 期 差 入 保 証 金	1,591,848	自 己 株 式	△130,104
前 払 年 金 費 用	162,610	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△8,149
長 期 前 払 費 用	89,769	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,480
破 産 更 生 債 権	9,336	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△10,630
繰 延 税 金 資 産	232,278	純 資 産 合 計	18,728,070
そ の 他 の 投 資 金	1,849		
貸 倒 引 当 金	△11,157	負 債 純 資 産 合 計	49,482,358
資 産 合 計	49,482,358		

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		121,821,492
売上原価		110,007,778
売上総利益		11,813,713
販売費及び一般管理費		8,889,547
営業利益		2,924,166
営業外収益		
受取利息及び配当金	787,819	
為替差益	52,989	
その他の営業外収益	37,474	878,283
営業外費用		
支払利息	14,280	
支払手数料	12,559	
その他の営業外費用	124	26,965
経常利益		3,775,484
特別利益		
関係会社株式売却益	428,431	
投資有価証券売却益	3,360	
その他の特別利益	0	431,791
特別損失		
固定資産処分損	23,254	
固定資産売却損	702	
固定資産減損損失	80,822	
関係会社貸倒引当金繰入額	22,084	
関係会社債権放棄損	216,542	343,404
税引前当期純利益		3,863,871
法人税、住民税及び事業税	517,000	
法人税等調整額	321,938	838,938
当期純利益		3,024,932

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,558,550	711,250	711,250	233,200	5,820,000	7,340,731	13,393,931	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△822,339	△822,339	
当 期 純 利 益						3,024,932	3,024,932	
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	2,202,593	2,202,593	
当 期 末 残 高	2,558,550	711,250	711,250	233,200	5,820,000	9,543,324	15,596,524	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△129,886	16,533,844	16,099	△17,932	△1,832	16,532,011
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△822,339				△822,339
当 期 純 利 益		3,024,932				3,024,932
自 己 株 式 の 取 得	△217	△217				△217
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△13,619	7,301	△6,317	△6,317
当 期 変 動 額 合 計	△217	2,202,376	△13,619	7,301	△6,317	2,196,059
当 期 末 残 高	△130,104	18,736,220	2,480	△10,630	△8,149	18,728,070

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

## ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法によっています。

## ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっています。

・時価のないもの

総平均法による原価法によっています。

## ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっています。

## ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。なお、賃貸中のものについては、有形固定資産に準じて減価償却を行っています。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

有形固定資産のうち、建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法によっています。

なお、主な耐用年数については次のとおりです。

建物 8～47年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 5～10年

## ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

## ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 役員賞与引当金 役員及び執行役員の賞与の支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
- ・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上しています。
  - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
  - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、定額法により翌事業年度から5年間で費用処理しています。
  - ・ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たすものは、振当処理を行っています。さらに、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針 外貨建金銭債権債務については、将来の為替変動による入金額及び支払額に及ぼす影響を回避する目的で為替予約取引を行うことにしています。また、将来の金利変動による借入金の利息の支払額に及ぼす影響を回避する目的で金利スワップ取引を行うことにしています。
- ③ ヘッジの有効性評価の方法 為替予約取引は、基本方針及び定められた権限に基づく承認後、統括部門である財務部において取引の締結を行っています。すべてのデリバティブ取引について、「事前テスト」及び「事後テスト」の状況を適時担当役員、各関係部門に報告しています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の処理の方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,339,584千円

## (2) 保証債務

銀行取引に対する保証債務

JRE DEVELOPMENT Co.,Ltd. 1,277,624千円

JALUX SINGAPORE PTE. LTD. 587,574千円

MC-Jalux Airport Services Co., Ltd. 111,530千円

J VALUE CO., LTD. 10,406千円

計 1,987,134千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 6,000,000千円

借入実行残高 -千円

差引額 6,000,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 2,355,206千円

短期金銭債務 5,061,427千円

長期金銭債権 1,500千円

長期金銭債務 64,811千円

## 3. 損益計算書に関する注記

## (1) 関係会社との取引高

売上高 30,897,011千円

仕入高 23,373,254千円

販売費及び一般管理費 500,233千円

営業取引以外の取引高 784,393千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	固定資産減損損失
空港店舗（北海道帯広市）	空港店舗	工具、器具及び備品、その他	21,156
空港店舗（北海道釧路市）	空港店舗	工具、器具及び備品、その他	19,305
空港店舗（北海道函館市）	空港店舗	建物、その他	14,319
空港店舗（愛媛県松山市）	空港店舗	建物、その他	13,446
空港店舗（長崎県大村市）	空港店舗	建物、その他	8,754
売店店舗（東京都千代田区）	土産菓子売店	工具、器具及び備品、その他	3,838

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。

各事業資産については、事業計画において将来キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれたことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

その内訳は、空港店舗（北海道帯広市）21,156千円（内、工具、器具及び備品12,914千円）、空港店舗（北海道釧路市）19,305千円（内、工具、器具及び備品14,073千円）、空港店舗（北海道函館市）14,319千円（内、建物9,976千円）、空港店舗（愛媛県松山市）13,446千円（内、建物9,238千円）、空港店舗（長崎県大村市）8,754千円（内、建物6,947千円）、売店店舗（東京都千代田区）3,838千円（内、工具、器具及び備品2,257千円）です。

資産グループごとの回収可能価額は、使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しています。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 123,707株

## 5. 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## (繰延税金資産)

未払賞与	149,005千円
貸倒引当金	21,041千円
未払事業税	10,679千円
固定資産減損損失	30,846千円
たな卸資産評価損	10,086千円
共済会剰余金	7,378千円
関係会社株式評価損	71,956千円
繰延ヘッジ損益	4,691千円
資産除去債務	23,628千円
その他	75,814千円
繰延税金資産 小計	405,129千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△108,952千円
繰延税金資産 合計	296,176千円

## (繰延税金負債)

前払年金費用	△49,791千円
資産除去債務に対応する除去費用	△13,011千円
その他有価証券評価差額金	△1,094千円
繰延税金負債 合計	△63,897千円
繰延税金資産の純額	232,278千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	JALUX AMERICAS, Inc.	% (所有) 直接 100.0	航空機部品及 び航空客室用 品の購入	航空機部品等 の仕入	21,757,225	買掛金	2,579,065
子会社	(株)JALUXエアポ ート	(所有) 直接 100.0	物品及び飲食 品の販売	空港売店用商 品等の販売及 びロイヤリテ ィー収入	15,715,659	売掛金	148,245
			事業用運転資 金の借入	事業用運転資 金の返済	269,727	短期借入金	1,129,210
			役員の兼任	借入利息	1,139		
子会社	(株)JALUXフレッシ ュフーズ	(所有) 直接 100.0	農産物の販売	農産物の販売	3,500,120	売掛金	583,658
子会社	Taniyama Siam Co., Ltd.	(所有) 直接 43.2 間接 56.8	事業用運転資 金の貸付	債権放棄	429,894	—	—
子会社	(株)JALUX保険サー ビス	(所有) 直接 100.0	事業用運転資 金の借入	事業用運転資 金の借入	30,773	短期借入金	641,509
				借入利息	773		
子会社	JALUX SINGAPORE PTE. LTD.	(所有) 直接 100.0	債務保証	債務保証	587,574	未収入金	163
				保証料受入	715		
子会社	JRE DEVELOPMENT Co., Ltd.	(所有) 間接 100.0	債務保証	債務保証	1,277,624	—	—

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	(株)ロジ・レックス	(所有) 直接 28.0	—	株式の売却価格	462,081	—	—
				関係会社売却益	428,431		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①JALUX AMERICAS, Inc.からの航空機部品等の仕入価格の決定は、主にカタログ価格に基づく同社からの見積りにより決定しています。
- ②(株)JALUXエアポートに対する空港売店用商品等の販売に際しては、市場価格を勘案して取引条件を決定しています。ロイヤリティー収入に関しては、そのロイヤリティーの金額及び料率は契約により決定しています。また、借入金については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額は、当期首残高からの増減額を表示しています。借入金利は市場金利を勘案して、契約に基づき交渉のうえ個別に決定しています。
- ③(株)JALUXフレッシュフーズへの農産物の販売に際しては、市場価格を勘案して取引条件を決定しています。売掛金に対し、58,059千円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において22,084千円の貸倒引当金繰入額を計上しています。
- ④Taniyama Siam Co., Ltd.の全株式を当事業年度に売却したため、同社は関連当事者に該当しないこととなりました。取引金額は売却時までの取引高を記載しています。債権放棄は、同社の株式売却に先立ち行ったものです。なお、債権放棄にあたり、前事業年度に計上していた貸倒引当金213,352千円を取崩し、新たに関係会社債権放棄損216,542千円を計上しています。
- ⑤(株)JALUX保険サービスの借入金は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額は、当期首残高からの増減額を表示しています。借入金利は市場金利を勘案して、契約に基づき交渉のうえ個別に決定しています。
- ⑥JALUX SINGAPORE PTE. LTD.に対する債務保証は、銀行借入につき債務保証を行ったものであり、年率0.1%の保証料を受領しています。
- ⑦JRE DEVELOPMENT Co., Ltd.に対する債務保証は、銀行借入につき債務保証を行っています。
- ⑧(株)ロジ・レックスの全株式を当事業年度に売却したため、同社は関連当事者に該当しないこととなりました。なお、関係会社株式の売却価格は、時価純資産等を勘案して決定しています。
- (注)「取引金額」には消費税等は含まれていません。

## (2) その他の関係会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	日本航空(株)	% (被所有) 直接 21.5	機内販売用商品 の卸売	機内販売用商品 の卸売	5,037,635	売掛金	544,048
			リスティング フィー等の支 払い  役員の兼任	リスティング フィー等の支 払い	491,224	買掛金	90,167

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

①日本航空(株)に対する機内販売用商品の卸売に際しては、市場価格、総原価等を勘案のうえ、当社希望価格を提示し、毎期交渉のうえ決定しています。

リスティングフィー等の支払いについては、市場動向等を勘案して、協議のうえ決定しています。

(注)「取引金額」には消費税等は含まれていません。

## (3) 重要な関連会社に関する注記

当事業年度において、重要な関連会社はMC-Jalux Airport Services Co., Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりです。

流動資産合計	2,545,064千円
固定資産合計	1,334,084千円
流動負債合計	363,091千円
固定負債合計	508,359千円
純資産合計	3,007,697千円
売上高	2,449,133千円
税引前当期純利益	1,211,266千円
当期純利益	1,211,266千円

7. 1株当たり情報に関する注記
- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,480円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 239円10銭   |
8. 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。
9. その他の注記  
該当事項はありません。
10. 記載金額は千円単位未満を切り捨てて、表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 **JALUX**  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 間 宮 光 健 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 大 介 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社JALUXの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JALUX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 **JALUX**

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 間 宮 光 健 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 大 介 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JALUXの2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社 **JALUX** 監査役会

監査役（常勤） 葛野大介 ㊟

社外監査役 木下宏 ㊟

社外監査役 後藤浩之 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な事項と認識したうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定的に配当を実施することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当金は1株につき50円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金50円  
総額632,564,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月17日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名・生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>の  はら  まさ  し 篠原 昌司 1957年11月6日</p>	<p>1981年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 2006年4月 同社 エネルギー開発部長 2009年4月 同社 エネルギー・金属部門長補佐 兼 エネルギー・原子力本部長 2011年4月 同社 執行役員 エネルギー・金属部門長補佐 兼 エネルギー・原子力本部長 2012年4月 同社 執行役員 エネルギー・金属部門長補佐 兼 エネルギー本部長 2013年4月 同社 欧・阿・中東・ロシアNIS総支配人補佐（アフリカ担当） 2014年4月 同社 欧・阿・中東・ロシアNIS総支配人補佐（アフリカ・中東担当） 2016年4月 同社 常務執行役員 中東・アフリカ総支配人 2019年4月 当社 顧問 2019年6月 当社 代表取締役社長 社長執行役員（現任）</p>	600株
<p>取締役候補者とした理由： 篠原 昌司氏は、2019年より当社代表取締役社長に就任し、総合商社の経営並びに海外事業分野での豊富な経験と幅広い見識を活かし、強いリーダーシップを発揮しております。引き続き、現中期経営計画及び2030年に向けた長期ビジョン実現のため、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化を期待し、取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>まる かわ きよし 丸川 潔 1961年10月8日</p>	<p>1985年4月 日本航空株式会社 入社 2007年6月 同社 成田空港支店総務部長 2010年2月 同社 お客さま本部企画推進部長 2010年5月 同社 お客さま本部企画推進部長 兼 商品・サービス戦略部長 2010年12月 株式会社日本航空インターナショナル 執行役員 2011年4月 日本航空株式会社 執行役員 2014年6月 同社 執行役員 日本トランスオーシャン航空株式会社 代表取締役社長 2019年6月 当社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐（現任）</p>	600株
<p>取締役候補者とした理由： 丸川 潔氏は、2019年より当社代表取締役に就任し、航空会社の経営並びに航空分野での豊富な経験と幅広い見識を活かし、社長を補佐する立場としてのリーダーシップを発揮しております。引き続き、現中期経営計画及び2030年に向けた長期ビジョン実現のため、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化を期待し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名・生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 3	たて いし おきむ 立石 修 1961年5月29日	1984年4月 ティーディーエー商事株式会社 入社 2002年7月 株式会社ジェイエイエストレーディング（現 当社） 企画室長 2006年6月 当社 財務部長 2008年6月 当社 財務部長 兼 内部統制管理部長 2009年3月 当社 内部統制管理部長 2010年4月 当社 コンプライアンス部長 2016年4月 当社 執行役員 管理本部 副本部長 兼 コンプライアンス部長 2019年3月 当社 執行役員 管理本部長 2020年4月 当社 常務執行役員 管理本部長（現任）	400株
取締役候補者とした理由： 立石 修氏は、主に財務部、コンプライアンス部等の管理部門長を務め、また2016年より当社執行役員に就任し経営者としても豊富な知識と幅広い見識を有しております。当社及び国内外子会社の管理部門体制強化に力を発揮してきた経験から、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化を期待し、取締役候補者となりました。			
4	お がわ よう いち 小川 洋一 1950年1月9日	1972年4月 日本空港ビルデング株式会社 入社 2001年6月 同社 羽田事業所防災・保安部長 2002年7月 同社 本社防災・保安部長 2005年6月 同社 取締役 防災保安部担当 2007年6月 コスモ企業株式会社 専務取締役 2009年6月 羽田エアポートセキュリティー株式会社 取締役副社長 2011年6月 日本空港ビルデング株式会社 常勤監査役 2015年6月 株式会社日本空港ロジテム 代表取締役会長 2016年4月 Air BIC株式会社 代表取締役社長（現任） 2016年6月 当社 社外取締役（現任） 日本空港ビルデング株式会社 理事 2017年7月 同社 顧問（現任） (重要な兼職の状況) 日本空港ビルデング株式会社 顧問 Air BIC株式会社 代表取締役社長 株式会社日本空港ロジテム 社外取締役	0株
社外取締役候補者とした理由： 小川 洋一氏は、2016年より当社社外取締役に就任し、空港運営事業を行う複数企業での豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただいております。引き続き、客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与していただきたいことから、社外取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名・生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>おお たい しげる 太田 茂 1949年4月10日</p>	<p>1977年4月 大阪地方検察庁検事任官 2004年1月 大阪地方検察庁次席検事 2007年1月 最高検察庁検事 2008年7月 大阪高等検察庁次席検事 2010年6月 京都地方検察庁検事正 2011年11月 弁護士登録（現在に至る） 2011年11月 虎ノ門総合法律事務所入所 2012年4月 早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）・法学部教授  2017年4月 日本大学危機管理学部 教授 2017年6月 当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） りんかい日産建設株式会社 社外取締役</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由： 太田 茂氏は、2017年より当社社外取締役に就任し、検察官、弁護士、大学教授等法務分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただいております。引き続き、当社とは独立した客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与していただきたいことから、社外取締役候補者となりました。</p>			
6	<p>さい とう ゆう じ 齋藤 祐二 1964年9月26日</p>	<p>1988年4月 日本航空株式会社 入社 2009年10月 同社 東京支店販売業務部長 2011年1月 同社 国際路線事業部長 2019年4月 同社 執行役員 経営管理本部長（現任） 2019年6月 当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 日本航空株式会社 執行役員 経営管理本部長 株式会社JALエービーシー 社外取締役</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由： 齋藤 祐二氏は、2019年より当社社外取締役に就任し、航空会社における国内外全般の航空事業分野での豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただいております。引き続き、客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与していただきたいことから、社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名・生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 7	村井 宏 人 1967年2月27日	1989年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 2010年4月 同社 機械部門 自動車本部 自動車第二部長 2012年5月 同社 経営企画部長 2015年4月 同社 自動車本部 副本部長 2016年4月 同社 自動車本部長 2018年4月 同社 執行役員 自動車本部長 2020年4月 同社 執行役員 リテール・生活産業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 双日株式会社 執行役員 リテール・生活産業本部長 双日食料株式会社 社外取締役 SAIGON PAPER CORPORATION A Member Of The Board Of Management	0株
社外取締役候補者とした理由： 村井 宏人氏は、双日株式会社及びその国内外の関係会社において総合商社事業また経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験や見識を活かし、客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与していただきたいことから、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 小川 洋一氏、太田 茂氏、齋藤 祐二氏及び村井 宏人氏の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者との間で締結し、または締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、小川 洋一氏、太田 茂氏及び齋藤 祐二氏の3氏との間で、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。3氏が社外取締役に再任され就任した時は、当社は3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- (2) 村井 宏人氏が社外取締役に就任した時は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 太田 茂氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（63頁をご参照下さい。）を満たしており、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。同氏が社外取締役に再任され就任した時は、引き続き独立役員となる予定であります。
- (2) 齋藤 祐二氏は、当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定）である日本航空株式会社の業務執行者であります。
- (3) 小川 洋一氏、太田 茂氏及び齋藤 祐二氏の3氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、小川 洋一氏は4年、太田 茂氏は3年、齋藤 祐二氏は1年であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役木下 宏氏、後藤 浩之氏の両氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名・生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ごとう ひろゆき 後藤 浩之 1961年8月22日	1985年4月 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社 2009年7月 同社 名古屋営業第三部長 2013年7月 同社 関西営業第二部長 2015年4月 同社 理事 関西営業第二部長 2016年4月 同社 執行役員 総合営業第一部長 2019年4月 同社 常務執行役員（現任） 2019年6月 当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員 三菱鉱石輸送株式会社 社外取締役 東京国際空港ターミナル株式会社 社外監査役	0株
社外監査役候補者とした理由： 後藤 浩之氏は、2019年より当社社外監査役に就任し、東京海上日動火災保険株式会社の常務執行役員としての豊富な経験と専門知識を活かし、経営全般に関する監督、チェック機能を果たしていただいております。当社とは独立した客観的な立場で監査役としての役割を適切に遂行し、当社の経営の公正な監査を期待できることから、社外監査役候補者といたしました。			
※2	すずき せいいち 鈴木 省一 1963年5月11日	1986年4月 大東京火災海上保険株式会社（現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社 2008年4月 同社 企業営業開発部 金融営業開発室長 2010年10月 同社 福岡企業営業部長 2013年4月 同社 関西金融公務部長 2014年4月 同社 関西企業営業第二部長 2016年4月 同社 横浜支店長 2019年4月 同社 理事 東京企業2担当 2020年4月 同社 執行役員 東京企業2担当（現任） （重要な兼職の状況） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 執行役員 東京企業2担当	0株
社外監査役候補者とした理由： 鈴木 省一氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の多数の部署において、また2019年より理事や執行役員を務める等、豊富な経験と専門知識を有しております。その経験や見識を活かし、当社とは独立した客観的な立場で監査役としての役割を適切に遂行し、当社の経営の公正な監査を期待できることから、社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。  
2. 後藤 浩之氏及び鈴木 省一氏の両氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 監査役候補者との間で締結し、または締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社は、後藤 浩之氏との間で、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。後藤 浩之氏が社外監査役に再任され就任した時は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- (2) 鈴木 省一氏が社外監査役に就任した時は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
4. 後藤 浩之氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」(63頁をご参照下さい。)を満たしており、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。同氏が社外監査役に再任され就任した時は、引き続き独立役員となる予定であります。  
後藤 浩之氏は、東京海上日動火災保険株式会社の常務執行役員であり、当社は同社との間で損害保険代理店としての取引関係がありますが、同社との取引高は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
5. 鈴木 省一氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」(63頁をご参照下さい。)を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、独立役員となる予定であります。  
鈴木 省一氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の執行役員であり、当社は同社との間で損害保険代理店としての取引関係がありますが、同社との取引高は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
6. 後藤 浩之氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、1年です。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、大槻 一夫氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、中野 明安氏は社外監査役の補欠の社外監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名・生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おお つき かず お 大槻 一夫 1953年5月6日	1977年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 2001年6月 同社 財務部プロジェクト金融室 室長 2004年4月 同社 新規事業開発グループ企画業務室中小企業ファンド準備チーム兼：AQUARIS FINANCE SECRETARY 2004年7月 同社 新規事業開発グループ企画業務室 室長 2007年4月 同社 産業情報グループ企画業務室 室長 2008年10月 同社 I R部 部長 2010年6月 株式会社メタルワン 執行役員 2014年4月 双日株式会社 生活産業部門企画業務室 担当顧問 2014年6月 当社 常勤監査役 2018年6月 当社 常勤監査役 退任	0株
補欠監査役候補者とした理由： 大槻 一夫氏は、2014年より4年間の当社常勤監査役在任中は総合商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を十分果たしていただいております。監査役に就任した際には、監査役としての役割を適切に遂行し、当社の経営の公正な監査を期待できることから、補欠監査役候補者といたしました。			
2	なか の あき やす 中野 明安 1963年8月9日	1991年4月 弁護士登録（現在に至る） 1991年4月 丸の内総合法律事務所入所 2005年1月 丸の内総合法律事務所 パートナー弁護士（現任） 2010年1月 当社 社外監査役 （重要な兼職の状況） 丸の内総合法律事務所 パートナー弁護士 アグレ都市デザイン株式会社 社外監査役 株式会社バクター 社外監査役	0株
補欠社外監査役候補者とした理由： 中野 明安氏は、2010年には当社社外監査役就任経験もあり、弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を発揮していただいております。社外監査役に就任した際には、当社とは独立した客観的な立場で社外監査役としての役割を適切に遂行し、当社の経営の公正な監査を期待できることから、補欠社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 中野 明安氏は、補欠社外監査役候補者であります。
2. 大槻 一夫氏及び中野 明安氏の両氏は、2019年6月14日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任されております。
3. 補欠監査役候補者との間で締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
大槻 一夫氏が監査役に就任した時は、同氏との間で、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。また、中野明安氏が社外監査役に就任した時は、同氏との間で、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
4. 補欠社外監査役候補者中野 明安氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」(63頁をご参照下さい。)を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員となる予定であります。中野 明安氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、同事務所に対する顧問料その他の支払報酬の額は僅少であり、同氏は独立性を有すると判断しております。

以 上

(ご参考)

## 社外役員の独立性判断基準

当社の定めた「社外役員の独立性判断基準」は、以下のとおりです。

次に掲げる属性のいずれにも該当しない者が当社からの独立性を有していると判断しております。

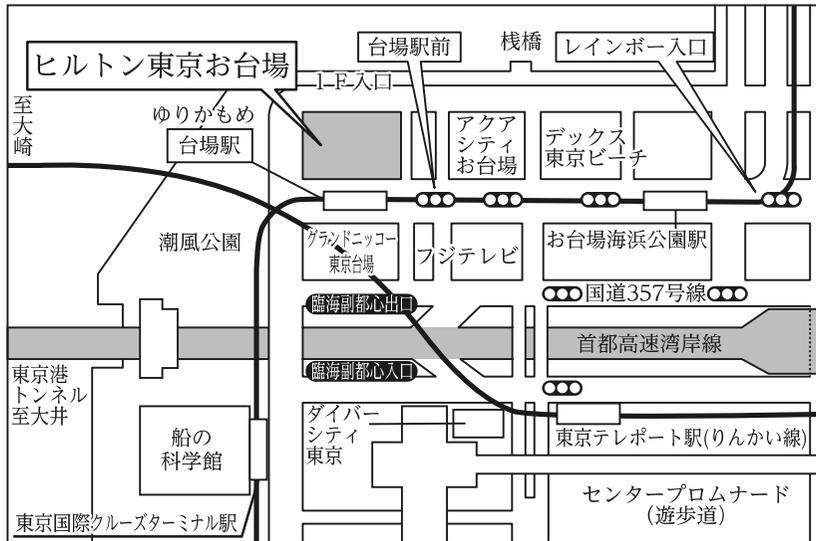
- (1) 過去10事業年度以内に、当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」）の業務執行者\*1であった者
- (2) 過去3事業年度以内に、以下に該当していた者
  - ① 当社の大株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を有する者）またはその業務執行者
  - ② 当社グループの取引先で、直近事業年度末の取引額が当社の年間連結売上高2%を超える取引先またはその業務執行者
  - ③ 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度末の取引額がその者の年間連結売上高2%を超える者またはその業務執行者
  - ④ 当社グループの借入先で、直近事業年度末の借入額が当社の年間連結総資産2%を超える借入先またはその業務執行者
  - ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
  - ⑥ 当社グループより役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える報酬を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント
  - ⑦ 当社グループより過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者
  - ⑧ 社外役員（監査役を含む）の相互就任関係\*2となる他の会社の業務執行者
- (3) 上記（1）及び（2）に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族

\*1 「業務執行者」は、業務執行取締役及び執行役、ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

\*2 会社の当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼任し、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

以 上

## 株主総会会場ご案内図（略図）



会 場 ヒルトン東京お台場 1階 「オリオン」  
東京都港区台場一丁目9番1号

交通機関 東京臨海新交通「ゆりかもめ」  
JR新橋駅より約15分の台場駅に直結  
東京臨海高速鉄道「りんかい線」  
東京テレポート駅から徒歩10分

(お願い) ※昨今の新型コロナウイルス蔓延の状況を踏まえ、本招集通知2頁に記載  
いたしましたとおりご来場を見合わせることをご検討ください。  
※本総会ご出席の株主様へのお土産は廃止とさせていただきます。  
※当日ご来場される場合も、大変恐縮ですがお車でのご来場は、ご遠慮  
いただくようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。